平成２８年（フ）第５５１号
神戸市北区星和台１丁目12番地の10
債務者　長井　孝弘
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５６号
神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地108番地の２
妙法寺コーポ404号
債務者　中尾　吉惠
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６４号
神戸市北区東有野台１丁目11番地の９
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９４号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１－413号、従前の住所大阪市浪速区大国２丁目17番25号ラ・ドルチェ３Ａ号
債務者　有馬　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４号
山口市大内氷上６丁目20番５号
債務者　森近　貴弘
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
千葉県成田市郷部591番地１（ソフィテル５号館503）
債務者　山口千代美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５９号
千葉県八街市東吉田514番地５
債務者　勝村　真司（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１４２号
佐賀市新栄東３丁目３番５号　サンライズ202
債務者　田代　雅大
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3896番地１　レピュート泉　Ｂ－112号、前住所佐賀県多久市東多久町大字別府2700番地22
債務者　坂井　眞美（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
熊本市東区下南部３丁目16番10号　レオパレス熊本東103
債務者　廣瀬　勝則
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８７号
熊本市西区島崎４丁目８番54号
債務者　上田　康代
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目５番地の３　佐藤ビル５Ｆ
債務者　熊谷　将宏
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３９号
神奈川県伊勢原市東大竹１丁目185番地の６　オレンジコート伊勢原206号
債務者　濱名　　健
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１０号
岡山市北区表町３丁目５番32号時計館501号
債務者　原　　尊之
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４８２号
東京都江戸川区江戸川４丁目３－９－205
債務者　山田　和雄
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４８４号
東京都足立区中央本町４丁目５－15－401
債務者　佐藤　崇旨
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５３１号
東京都台東区千束３丁目20－15－202
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部